

平成 29 年度大気汚染防止法の施行状況について（概要）

環境省は、全国の都道府県及び大気汚染防止法施行令で定める市を対象に、平成 29 年度末現在における大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業に係る届出状況及び規制事務実施状況に関する施行状況について調査を行い、今般その結果を取りまとめました。

1. 届出状況

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数の推移を表 1 及び図 1 に示す。

平成 29 年度末現在のばい煙発生施設数は 216,920 施設であり、平成 28 年度末より 753 施設減少している。また、種類別のばい煙発生施設数及び割合は、表 2 に示すとおり、ボイラーが 133,799 施設（61.7%）と最も多く、次いでディーゼル機関の 39,051 施設（18.0%）となっている。

表 1 ばい煙発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成 25 年度	217,555	171,764	45,791	87,834
平成 26 年度	217,310	171,799	45,511	88,440
平成 27 年度	216,700	170,009	46,691	87,949
平成 28 年度	217,673	169,327	48,346	87,727
平成 29 年度	216,920	168,637	48,283	87,529

(注 1) 大気汚染防止法届出ばい煙発生施設

(注 2) 電気：電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス：ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山：鉱山保安法に係るばい煙発生施設

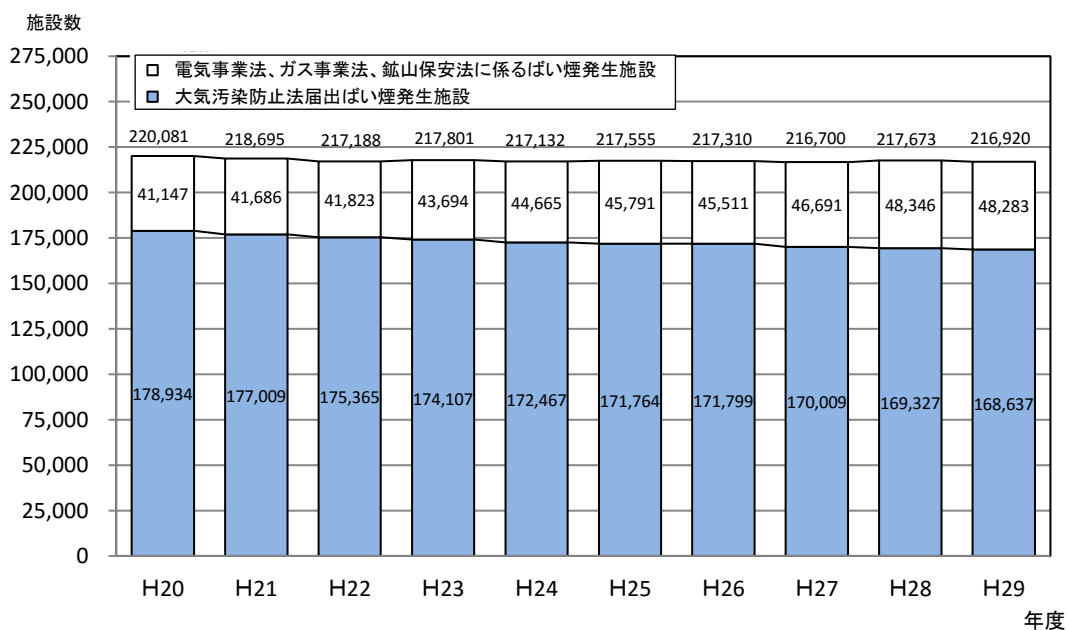


図 1 ばい煙発生施設数の推移

表2 種類別のばい煙発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
ボイラー	133,799	61.7
ディーゼル機関	39,051	18.0
ガスタービン	10,416	4.8
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	7,457	3.4
乾燥炉	6,668	3.1
廃棄物焼却炉	4,816	2.2
金属溶解炉	3,862	1.8
窯業焼成炉・溶融炉	3,147	1.5
その他	7,704	3.6
合計	216,920	100

(2) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

VOC排出施設数の推移を表3及び図2に示す。

平成29年度末のVOC排出施設数は3,463施設（1,085工場・事業場）であり、平成28年度末より18施設増加している。施設種類別のVOC排出施設数及び割合は、表4に示すとおり、「印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設」が953施設（27.5%）と最も多く、次いで「塗装施設」の731施設（21.1%）、「塗装の用に供する乾燥施設」443施設（12.8%）となっている。

表3 VOC排出施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成25年度	3,528	3,526	2	1,107
平成26年度	3,480	3,478	2	1,085
平成27年度	3,432	3,430	2	1,091
平成28年度	3,445	3,443	2	1,091
平成29年度	3,463	3,461	2	1,085

(注1) 大気汚染防止法届出VOC排出施設

(注2) 電気：電気事業法に係るVOC排出施設、ガス：ガス事業法に係るVOC排出施設、鉱山：鉱山保安法に係るVOC排出施設

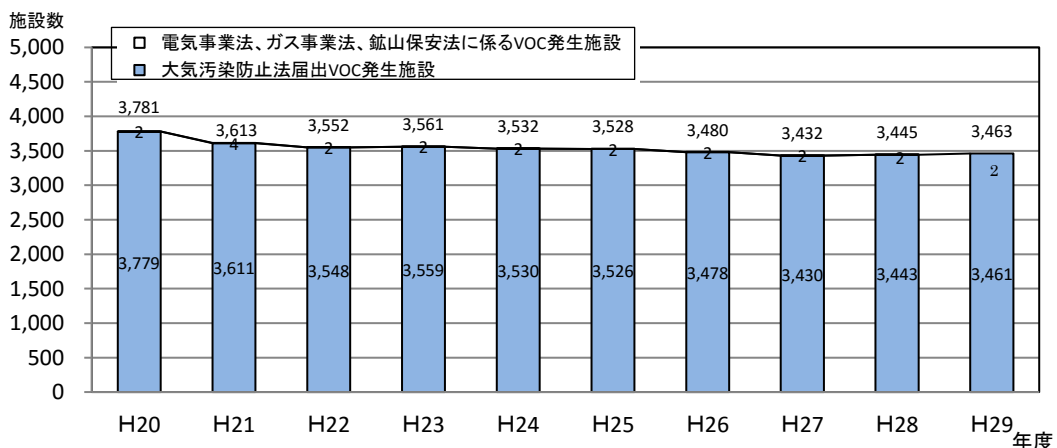


図2 VOC排出施設数の推移

表4 施設種類別のVOC排出施設数及び割合

施設種類	施設数	割合 (%)
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	953	27.5
塗装施設	731	21.1
塗装の用に供する乾燥施設	443	12.8
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る）	348	10.0
接着の用に供する乾燥施設	234	6.8
VOCを溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	232	6.7
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超えるVOCの貯蔵タンク	208	6.0
工業の用に供するVOCによる洗浄施設	197	5.7
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る）	117	3.4
合計	3,463	100

(3) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設数の推移を表5及び図3に示す。

平成29年度末の一般粉じん施設数は69,900施設であり、平成28年度末より、576施設増加している。また、種類別の一般粉じん発生施設数及び割合は表6に示すとおり、コンベアが41,045施設（58.7%）と最も多くなっている。

表5 一般粉じん発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成25年度	69,341	64,289	5,052	10,096
平成26年度	70,084	64,799	5,285	10,193
平成27年度	69,388	64,668	4,720	10,166
平成28年度	69,324	64,572	4,752	10,209
平成29年度	69,900	64,183	5,717	10,359

(注1) 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設

(注2) 電気：電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス：ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山：鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設

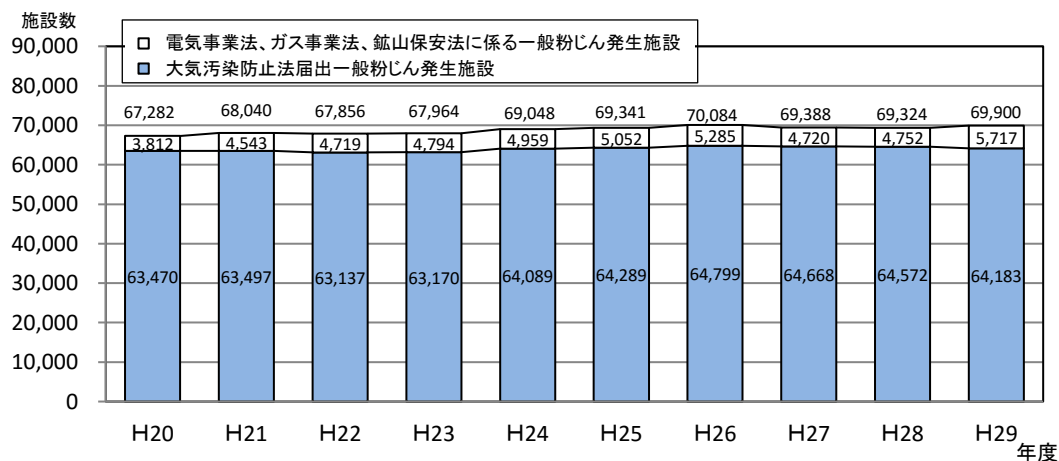


図3 一般粉じん発生施設数の推移

表 6 種類別の一般粉じん発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
コンベア	41,045	58.7
堆積場	12,162	17.4
破砕機・摩砕機	9,985	14.3
ふるい	6,628	9.5
コークス炉	80	0.1
合計	69,900	100

(4) 特定粉じん発生施設

平成 18 年度末に 6 施設あった特定粉じん発生施設は、平成 19 年度末までに全て廃止されている。
 ※特定粉じんとは石綿（アスベスト）をいう。

(5) 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施件数の推移を表 7 及び図 4 に示す。平成 29 年度における特定粉じん排出等作業の実施件数は 16,334 件であり、平成 28 年度よりも 3,860 件増加している。なお、平成 29 年度におけるその内訳は、通常解体工事等に係るものが 16,293 件、災害その他非常の事態の発生によるものは 41 件である。また、種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合は表 8 に示すとおり、改造・補修作業が 8,398 件と最も多くなっており、除去された特定建築材料の種類は、表 9 に示すとおり主に吹付け石綿、保温材となっている。

※特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物等の解体等の作業をいう。

表 7 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

年度	実施件数		
	全件数	通常解体工事等に係るもの	災害その他非常の事態の発生によるもの
平成 25 年度	10,062	10,016	46
平成 26 年度	10,706	10,647	59
平成 27 年度	10,317	10,243	74
平成 28 年度	12,474	12,413	61
平成 29 年度	16,334	16,293	41

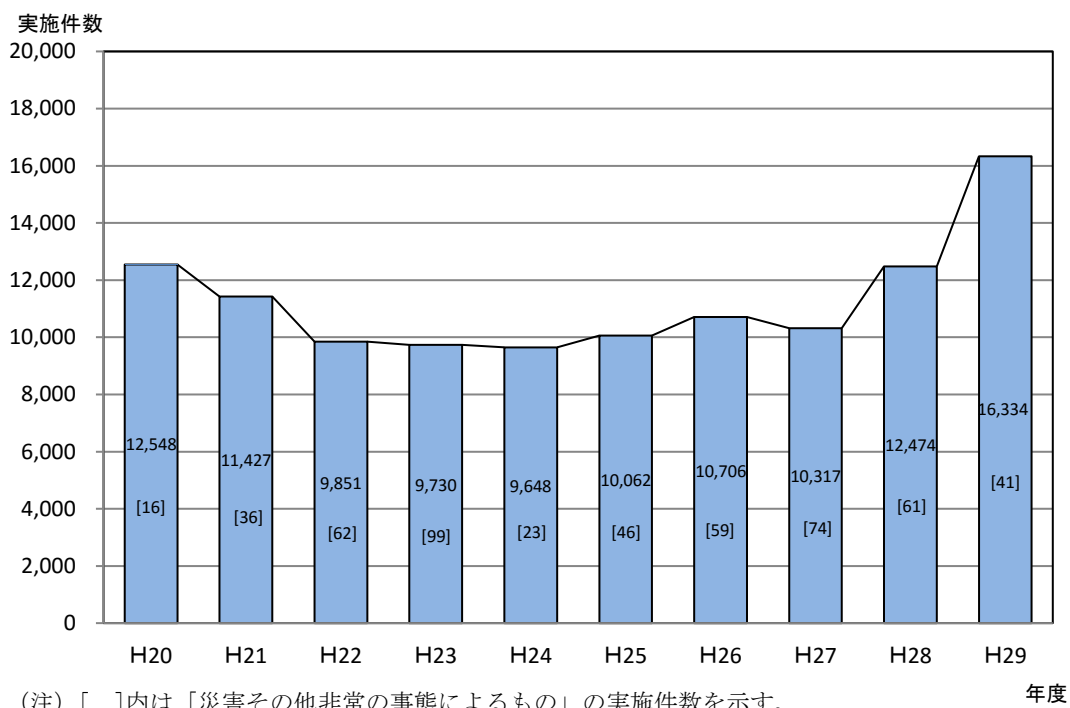


図4 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

表8 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合

種類	件数	割合(%)
改造・補修作業	8,398	51.1
解体作業	6,630	40.3
解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去する作業	1,404	8.5
解体作業のうち、予め特定建築材料を除去することが困難な作業	10	0.1
合計	16,442 (16,334)	100

注:()内は作業の重複を除いた場合の実施件数を示す。

表9 除去した特定建築材料の種類 (実施件数)

種類	平成29年度の実施件数 ()内は前年度の実績
吹付け石綿	9,088 (4,916)
断熱材	1,665 (1,607)
保温材	4,196 (5,108)
耐火被覆材	1,874 (1,633)

(備考) 1回の特定粉じん排出等作業において、複数の建材を除去する場合があるため、実施件数の合計は特定粉じん排出等作業の実施件数と一致しない。

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査

立入検査を実施した工場・事業場数等の推移を表 10 に示す。

平成 29 年度に都道府県等が立入検査を実施した工場・事業場数等は 47,556 件（平成 28 年度：40,545 件）あり、その内訳は、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものが 13,379 件、特定粉じん排出等作業場に対するものが 31,876 件となっている。

表 10 立入検査を実施した工場・事業場数等の推移

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	15,218	14,731	14,041	14,427	13,379
揮発性有機化合物排出施設工場・事業場	718	687	615	604	560
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,789	1,622	1,767	*1,811	1,737
特定粉じん排出等作業場	6,111	15,178	17,470	23,703	31,876
特定施設 ^(注) 設置工場・事業場	3	3	3	0	4
合計	23,839	32,221	33,896	*40,545	47,556

（備考）特定粉じん排出等作業場については、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係る件数も含まれる。

（注）物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等 28 物質）を発生する施設。

※報告件数に訂正があったため、件数の修正を行った。

(2) 行政処分

行政処分を実施した施設数等の推移を表 11 に示す。

平成 29 年度に都道府県等が実施した行政処分は 7 件（平成 28 年度：5 件）で、その内訳は、特定粉じん排出等作業において作業基準適合命令が 3 件、一時停止命令が 4 件であった。

表 11 行政処分を実施した施設数等の推移

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画変更命令施設数（ばい煙発生施設）	0	0	0	0	0
計画変更命令作業場数（特定粉じん排出等作業）	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令施設数（ばい煙発生施設）	0	0	1	1	0
改善命令又は一時使用停止命令施設数（揮発性有機化合物排出施設）	0	0	0	2	0
作業基準適合命令又は一時停止命令施設数（一般粉じん発生施設）	0	0	0	0	0
作業基準適合命令又は一時停止命令作業場数（特定粉じん排出等作業）	0	1	7	*2	7
事故時の措置命令施設数（特定施設 ^(注) ）	0	0	0	0	0
その他命令施設数	0	0	0	0	0
合計	0	1	8	*5	7

（備考）特定粉じん排出等作業場については、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係る件数も含まれる。

（注）物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等 28 物質）を発生する施設。

※報告件数に訂正があったため、件数の修正を行った。

(3) 告発

平成 29 年度に都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の告発件数は 0 件（平成 28 年度：0 件）であった。

(4) 勧告その他の行政指導

勧告その他の行政指導を実施した施設数等の推移を表 12 に示す。

平成 29 年度に都道府県等が行政指導を実施した施設数等は 10,771 件（平成 28 年度：10,185 件）であり、その内訳は、特定粉じん排出等作業場が 5,660 件と最も多く、次いで、ばい煙発生施設が 4,122 件となっている。ばい煙発生施設を除き、前年度より増加している。

また、ばい煙発生施設に対する行政指導を実施した施設数のうち、ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る推移を表 13 に示す。平成 29 年度のばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数は 737 件であり、改善が確認された施設数は 330 件であった。

なお、これらの行政指導の事例の中には、指導をした翌年度以降に改善を確認している事例等が含まれている。

表 12 勧告その他の行政指導を実施した施設数等の推移

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
季節による燃料使用量基準適合勧告施設数 ^(注1) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
SOx 指定地域内燃料使用量基準適合勧告工場・事業場数 ^(注1) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	3,432	3,605	3,755	4,422	4,122
行政指導施設数 (揮発性有機化合物排出施設)	78	66	69	76	111
行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	395	480	562	716	875
行政指導作業場数 (特定粉じん排出等作業場)	664	2,705	2,832	4,971	5,660
行政指導施設数 (特定施設) ^(注2)	2	0	1	0	3
行政指導施設数 (指定物質排出施設) ^(注3)	0	0	0	0	0
合計	4,571	6,856	7,219	10,185	10,771

(備考) 文書によるものだけでなく、口頭その他の方法による行政指導も含まれている。

特定粉じん排出等作業場については、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係る件数も含まれる。

(注 1) 法に基づく勧告である。

(注 2) 物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等 28 物質）を発生する施設。

(注 3) 指定物質排出特定施設とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第 6（附則第 4 項関係）に係る施設をいう。

表 13 ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数の推移

区分 () 内は改善が確認された施設数	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
未測定による指導	*658 (285)	*684 (*309)	551 (295)	*782 (*396)	672 (300)
測定結果の未記録による指導	1 (1)	12 (7)	76 (4)	1 (76)	4 (0)
測定結果の未保存による指導	26 (12)	35 (8)	31 (20)	36 (31)	49 (18)
虚偽の記録による指導	0 (0)	0 (0)	3 (3)	1 (1)	^(注1) 12 (12)
合計	*685 (298)	*731 (*324)	661 (322)	*820 (*504)	737 (330)

(注1) 1工場・事業場の12施設におけるばい煙量等の測定において酸素濃度補正值を誤っていたもの。排出基準超過はなかった。
 ※報告件数に訂正があったため、件数の修正を行った。